

法指第1199号
平成21年8月10日

各法人 代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について

日頃は、府政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について平成21年8月4日付けで、厚生労働省より別添のとおり事務連絡がありました。

府内（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く）においても昨年、O157など腸管出血性大腸菌の感染者は114人に上り、発症する前の10日間に食べたものを調査したところ、34%の人が生レバーやユッケなどを「生」で食べていたことがわかっています。

各法人におかれましても、下記の事項にご留意いただき、施設等での周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 食肉やレバーは生食を避け十分な加熱を行うなど、パンフレットの活用による普及啓発に努めること。
- 2 腸管出血性大腸菌感染症予防のため、手洗い・消毒の励行、二次感染の防止、食中毒予防のための食肉の衛生的取扱いに努めること。

参考ホームページ

腸管出血性大腸菌に関する情報

<http://www-bm.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/03.html>

腸管出血性大腸菌 Q & A

http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課（社会福祉法人等への通知文書等）

http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

（本件連絡先）

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課監理 G 松口

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982